

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化

提案団体

砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。

具体的な支障事例

在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当町に住基登録した後に4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当町選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。

しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。

本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿登載の確認までは行っておらず、在外選挙人証を所持して投票できるとのことであった。

当町選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在外公館で投票をする際、有権者の確認をするか、外務省等から本人に連絡を取る手段を検討してもらえれば貴重な1票を無効にすることがなくなる。また、在外公館から送付される無効な投票用紙の処理に係る地方公共団体の事務の合理化に資する。

根拠法令等

公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、苫小牧市、川越市、相模原市、長野県、稲沢市、京都府、枚方市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市

○当市においても同様のケースが発生しており、在外選挙人証の返納についての周知を拡充していただきたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入

提案団体

広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、外務省

求める措置の具体的内容

旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。

具体的な支障事例

現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)
旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなど、地方独自の住民サービス拡充に努めている。
こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発にあたっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組が、電子申請でも利用できるようにする必要がある。
当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで地方公共団体が行ってきた、住民の利便性を高めるための取り組みを阻害することなく、デジタルガバメント実行計画を推進することにより、より一層、住民の利便性が向上すると考える。

根拠法令等

旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、大分県、宮崎県

○旅券事務の電子化に必要な機器配備については、都道府県への配備は外務省で機器調達の上配備し、旅券事務を権限移譲している市町村への配備は都道府県で負担することとされている。このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取り組んだ都道府県ほど、多大な負担が生じることとなる。都道府県への機器配備も、既存の外務省のシステム用回線が配備されている事務所（いわゆる「機械化事務所」）においては、旅券事務電子化当初（2022年度）に配備を行うが、外務省のシステム用回線が未整備の事務所（いわゆる「非機械化事務所」）については、都道府県が希望する数ではなく、外務省が全国的な配置数を考慮しながら機器調達必要数を決定の上配備することとなっている。このため、都道府県において機器が不足する場合は、各都道府県が負担の上機器を調達する、あるいは外務省の調達機器の範囲での電子化導入となり、法定受託事務の執行に必要な機器であるにもかかわらず、都道府県に負担が生じたり、あるいは電子化の対応が機器の配備数に限られ、住民サービスが低下したりする恐れがある。

○当県においても、従来の紙申請書による申請については県内のいずれの市町村でも可能となっており、電子申請導入により住所のある市町村でしか申請できないことになると、申請者の利便性が損なわれる。外務省は平成20年1月17日付け「居所申請及び氏名の読み方・表記の例外の拡大に関する対外応答要領」において、「市町村は、その境界内に住所を有しない者が当該市町村が所在する同一都道府県内に住所又は居所を有している場合には、自らやむを得ない事情を証明しない限り、その者からの一般旅券発給申請は受け付けるべきである」との見解を示しており、電子申請の導入に当たっても、この見解を踏まえ、申請者が県内市町村窓口を選択することが可能な設計をするべきであると考えます。

○旅券事務について、電子申請システム導入後も、従来どおり県民の住所地にかかわらず県内全ての市町村窓口を利用できるよう、県民の利便性が向上し、地方の取組が後退しないシステムとなること。

○旅券事務を移譲された市町村窓口に係る整備費用は国負担の対象外となっていることから、分権を推進した地方自治体により大きな負担を強いられるとともに、各市町における対応状況（導入の有無・時期等）に差異が生じ、住民サービスに不均衡が生じるおそれがある。

また、紙申請・電子申請の併用により業務の輻輳・混乱が見込まれる上に、国が示す現在のシステム案ではエラー対応の多くを職員が行うことになっており、導入に伴う負担が大きい。

○現在、当団体では、事務移譲している市町村の一部において、事務を広域連携で処理しており、広域連携を行っている住民にとっては、住民票所在地と申請（受領）市町村とが異なる場合がある。

例）A市を幹事団体とするA市・B市・C市の3市での広域連携の場合、B市・C市の住民はA市で申請（受領）する。

上記の場合、B市・C市の住民の電子申請システムでは、A市が表示される仕組みが必要である。

現行の紙申請と電子申請の窓口が異なれば、これまで進めてきた事務移譲に混乱が生じるため、都道府県の状況に応じたシステムを構築されたい。

○当県においても地方分権を進め、県民の利便性向上を図ることを目的として、旅券発給窓口業務を全市町村に権限移譲している。

権限移譲については多くの都道府県で、状況は異なるものの、行われていることから、国においても考慮されるべきと考える。

旅券発給事務のデジタル化を円滑に進めるためには、権限移譲をはじめ都道府県や市町村の状況を踏まえた制度設計を行い、適切な時期に導入することが必要である。

○地方独自のサービスもあり、現時点において電子申請の住所地以外の全市町村での窓口利用が可能なのか、または各県ごとに異なるのかが定まっていない状況にある。そのため、一例として、戸籍情報の確認にマイナンバーカードでの読取りを想定されているが、旅券窓口での機器の設置に伴い市外住民の情報共有をどこまで出来るか等が懸念される。また、旅券窓口を設けていない市町村が全て開設されずに電子化を進めた場合、近隣市の住民の当市での申請が予想され当市民の待機時間が長くなりサービス促進が妨げられる。